

公益社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会 会員規則

2013.5.20 制定

(総則)

第1条 公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会（以下「本会」という）の会員資格並びに入退会に関する事項は定款に定めるもののほか、この規則による。

(会員)

第2条 会員は、正会員、賛助会員、名誉会員によって構成する。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した、岡山県内に居住する聴覚障害者とする。

3 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

4 名誉会員は、本会に顕著の功労があった者、又は学識経験者で総会において推薦された者とする。

(入会)

第3条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書と総会で定める会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、入会申込書は郵便振替票を用いるものとする。

(会費)

第4条 この法人の事業活動に経常的に生じる事業費及び管理費のうち、管理費に充てるため、会員は、総会において以下に定める会費を納入しなければならない。

- | | | |
|-----|------|------------------------|
| (1) | 本会員 | 15,000円（満18歳以上65歳未満の者） |
| | | 14,000円（満65歳以上の者） |
| | | 10,000円（満80歳以上の者） |
| (2) | 賛助会費 | 6,000円 |

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は、解散したときは、退会したものとみなす。

(除籍)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意により、これを除名する事ができる。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| (1) | 会費を特別な理由なく1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。 |
| (2) | 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。 |

(抛出金品の不返還)

第7条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

(会員規則の改正)

第8条 本会員規則の改正は、理事会決議を経て本会が行う。

(雑則)

第9条 この会員規則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この会員規則は2007年5月1日から適用する。
- 2 この会員規則は2010年1月16日に一部改正、同日より適用する。
(第2条第2項、正会員について、重度聴覚障害者等を聴覚障害者に変更)
- 3 この会員規則は2011年9月18日に、一部改正、同日より適用する。
(第4条を修正)
- 4 この会員規則は2021年6月20日に、一部改正、2022年4月1日より適用する。
(第4条を修正)
- 5 この会員規則は2023年6月18日に、一部改正、2024年4月1日より適用する。
(第4条を修正)
- 6 この会員規則は2024年6月16日に、一部改正、2025年4月1日より適用する。
(第4条を修正)